

## 第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年11月17日(火)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也  
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子  
24 前田 孝幸

以上9名

欠席部会委員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹  
白山：境担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)  
報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第6号 買受適格証明願(公売)について  
議案第7号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>それでは、第11回第2農地部会を開催させていただきます。<br/>本日の欠席は7番 森 哲也委員が欠席ですので、9名でございます。よろしく申し上げます。<br/>議事録署名委員に、17番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員、よろしく申し上げます。<br/>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。</p>  |
| 事 務 局 | <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。<br/>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。<br/>番号1から3で、合計件数は3件、合計面積は田で7, 281㎡でございます。<br/>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから4ページをお願いいたします。<br/>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。<br/>番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は17, 951㎡で、その内訳は田が12, 607㎡、畑が5, 344㎡でございます。<br/>これらにつきましては、相続の届出でございます。<br/>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。<br/>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。<br/>番号1 宅地分譲用地 でございます。<br/>以上、件数は1件、合計面積は畑で6, 64㎡でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。<br/>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。<br/>番号1 一般個人住宅用地 でございます。<br/>以上、件数は1件、合計面積は雑種地で448㎡でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。<br/>報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。<br/>番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は昭和53年6月3日でございます。<br/>以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。<br/>以上、件数は1件、合計面積は田で145㎡でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p> |

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を  
議題とします。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、議案書の8ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で  
ございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 16,590㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,309㎡、申請地 久居小野辺町北小膳田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 717㎡。

これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 14,329㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,820㎡、申請地 久居相川町畑山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 158㎡ 外2筆、合計面積 336㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,796.73㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,796.73㎡、申請地 川方町里ノ内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 251㎡ 外1筆、合計面積 548㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、面積 32,432㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 23,268.62㎡、申請地 白山町南家城家野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 4,192㎡ 外2筆、合計面積 8,501㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,611㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,534㎡、申請地 美杉町竹原中ノ垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 420㎡ 外1筆、合計面積 522㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、譲受人につきましては、別冊の議案第7号におきまして、整理番号36、37において、2,220㎡の利用権設定を受けることで下限面積3,000㎡を充たすものであり、当該農用地利用集積計画の公告と同時の許可となります。

番号6、地区 石名原、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 424㎡、申請地 美杉町石名原瀬ノ原\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 29㎡ 外1筆、合計面積 197㎡。

これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100㎡となっております。

以上、件数は6件、合計面積は10,821㎡で、その内訳は田が8,052㎡、畑が2,769㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。1番と2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に現地を確認してまいりました。1番について、地元推進委員と、農業委員の森さんと中野さん、久居事務局とで行ってまいりました。事務局の説明の通りです。

2番が中勢バイパスのところでございます。

3番について、場所は\_\_\_\_\_の南へ約200mぐらいのところでございます。これも何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
4番お願いします。

西森委員 17番 西森です。11月9日に現地のほうを見てまいりました。中谷、西森両委員、地元推進委員、白山総合支所の事務局、受人さんと現場を見てまいりました。場所ですが、\_\_\_\_\_の東側の農道へ100mくらい戻ったところ。現在は栗の木が植えてあるんですけども、栗を抜いて田んぼに変えるという件につきましては、なかなか大変かなという話が出ていました。あとは問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
5番、6番お願いします。

結城委員 18番 結城です。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は管理ができないため、受人は景観を維持するためということで、この人は竹原で1回許可出したことある人です。

次は6番、これも9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は新規営農したいと。空き家と同時取得ということでございます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の皆さん、説明ありましたが、いかがでしょうか。では、お諮りします。

ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございま

せんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 9ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二俣上山\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 429㎡ 外15筆、合計面積 6,467㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和60年頃より植林し、以降、山林として管理してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

以上、件数は1件、合計面積は6,467㎡で、その内訳は、田が1,461㎡、畑が5,006㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
説明がありましたが、現地で立ち会っていただきました地元委員のご意見をお願いします。

西森委員 17番 西森です。これも11月9日に現地のほうを見てまいりました。中谷、西森両委員と地元推進委員、それと白山事務局というメンバーで行ってまいりました。場所ですが、二俣の集落の裏山と言っていいほどの山の中です。事務局の説明どおりなんです、細かい田んぼというよりも山林というか、木がいっぱい植わっておる状態で、どこに田んぼがあったのかすら分からないぐらいの状況でした。事務局の説明どおりということでお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。  
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 倭、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町佐田車垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 120㎡ 外1筆、合計面積 1, 483㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和2年6月19日付けにて許可を受けましたが、近隣の土地への電力引込柱の設置承諾が得られなかったため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は1, 483㎡で、その内訳は田が1, 120㎡、畑が363㎡でございます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

中谷委員 16番 中谷です。場所は、\_\_\_\_\_の南250mほどのところですか。あとは事務局の説明どおりということで問題ないかと思っております。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。よろしいですか。

それではお諮りさせていただきます。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 11ページから13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 白山町川口小野谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 585㎡ 外1筆、合計面積 913㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、423.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 白山町三ヶ野瀧ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目・  
現況地目とも田、面積 425㎡ 外1筆、合計面積 1,474㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、534.60㎡、不整形地であることから、パネルの設置率は、転用面積の36.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八ッ山、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野福岡前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目  
とも田、面積 1,041㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、466.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 太郎生、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生ヒノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目  
とも田、面積 2,287㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、712.80㎡、不整形地であることから、パネルの設置率は、転用面積の31.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 石名原、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町石名原堂宅 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,138㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、649.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 石名原、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町石名原坂東 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,752㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、534.60㎡、申請地は道路との高低差があり、危険

回避のため、境界から十分に離隔を取りパネルを設置することから、パネルの設置率は、転用面積の30.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 下多気、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況  
地目とも田、面積 536㎡ 外1筆、合計面積 1,299㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、581.76㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.  
8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下多気、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,470㎡ 外1筆、合計面積 1,532㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.40㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、  
転用面積の38.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 581㎡ 外1筆、合計面積 1,037㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、374㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、転用面  
積の36%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川神山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地  
目とも田、面積 932㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、388.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.  
8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・  
現況地目とも田、面積 806㎡ 外1筆、合計面積 1,067㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、403.92㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、

転用面積の37.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 624㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、383.63㎡、パネルの設置率は、転用面積の61.  
5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、  
現況地目 畑、面積 991㎡ 外2筆、合計面積 1,423㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、414.05㎡、パネルの設置率は、転用面積の29.  
1%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設に供  
することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 568㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、214.63㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、  
転用面積の37.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況  
地目とも田、面積 509㎡ 外3筆、合計面積 1,430㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、414.05㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、  
転用面積の29%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 783㎡ 外1筆、合計面積 835㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、212.94㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、

転用面積の25.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目  
畑、面積 846㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場  
用地及び資材置場用地とするものです。

周辺で建設計画のある太陽光発電施設の工事や、建設後のメンテナンス用に、  
駐車場、資材置場を確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川椿原 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地  
目 畑、面積 16㎡ 外2筆、合計面積 207㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場  
用地及び資材置場用地とするものです。

申請地は、申請人の事業所のごく近隣であり、来客用駐車場及び自社の資機  
材置場とする計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 945㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、336.31㎡、不整形地のため、パネルの設置率は、  
転用面積の35.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 902㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、414.05㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.  
9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 862㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.  
2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川キビチ \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目  
とも田、面積 280㎡ 外2筆、合計面積 958㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、398.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.  
7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は22件、合計面積は24,072㎡で、その内訳は田が23,  
553㎡、畑が519㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番を  
お願いします。

中谷委員

16番 中谷です。11月9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山事  
務局と行政書士さんで確認をしました。場所は \_\_\_\_\_ の道路から \_\_\_\_\_ に  
向かう道路に降りていくところです。その降り口です。もう本当に荒れたと  
ころでした。

2番の大三ですけれども、同じく9日に守山会長、諸戸部会長、本庁の事務  
局、それと西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局と行政書士さんで  
確認をしました。場所は、 \_\_\_\_\_ から南へ降りていった在所の一番南の外れ  
です。道路を挟んだ反対側にも太陽光が設置されており、このあたりだんだん  
太陽光が増えていくんじゃないかなというようなところでした。別に問題はな  
いかと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

3番お願いします。

西森委員

17番 西森です。3番について説明します。11月9日ですが、守山会長、  
諸戸部会長、それから中谷、西森両委員、それから地元推進委員、それから本  
庁、白山事務局と、それから行政書士さんとで、現場で立会いさせていただきました。  
場所は、 \_\_\_\_\_ の北側の山田野川を挟んだ北側になります。このあ  
たりは太陽光もかなり増えておりまして、周りからも、場所的にも荒れたとこ  
ろは太陽光という形になってきているような雰囲気がある場所でしたので、何  
ら問題ないというように思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

4番から22番までお願いします。

結城委員 18番 結城です。9日に太郎生の4番、地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。詳細については、太陽光ということですので、よろしくお願  
いしたいと思います。  
5番、6番は、これは石名原、伊勢地でございます、地元推進委員と事務局で、現地確認いたしました。  
7番、これは下多気、7番については地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。  
それから、8番も同じです。同じところですので、よろしくお願  
いします。  
それから、9番、下之川、これは9日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。  
10番から21番、これも地元推進委員と事務局で現地確認をしたんですが、  
受人の\_\_\_\_\_については隣地の承諾を必ず取るように言っておきました。  
22番については、これも地元推進委員とで現地を確認いたしました。  
それではよろしくお願  
いします。

議 長 ありがとうございます。

守山委員 15番 守山です。ちょっと結城委員に聞きたいんですけども、下之川宇  
村というところですか、細かいのが随分と出てきていますけれども、これの今  
の現状は、もう荒れ放題ですか。

結城委員 荒廃です。

守山委員 もう全然耕作を見込まないと。  
それで今、2種という言葉が出たけれども、今回の農用地区域の見直しでこ  
れだけ申請が出ているのですか。

結城委員 そうです。全部。除外された分が、これからも出てくる。

守山委員 なるほど。ありがとう。

議 長 あと、皆さん方何かありましたら。よろしいですか。  
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号につい  
て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定し  
たいと思います。  
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい  
て（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願  
います。

事 務 局 14ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）  
でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町藤山 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 403㎡ 外1筆、合計面積 991㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 牧町北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 849㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、472.94㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 太郎生、借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生上切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 611㎡ 外1筆、合計面積 1,106㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、481.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 太郎生、借人 \_\_\_\_\_ 有限会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生上切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 500㎡ 外1筆、合計面積 2,030㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、698.40㎡、パネル自体の影を回避するため、パネルの設置率は、転用面積の34.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 太郎生、借人 \_\_\_\_\_ 有限会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生北垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 677㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、335.62㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 太郎生、借人 \_\_\_\_\_ 有限会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、

貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生上切\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 105㎡ 外1筆、合計面積 1,400㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、582㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 太郎生、借人 \_\_\_\_\_ 有限会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生上切\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 264㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めてのパネル設置面積は、582㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 太郎生、借人 \_\_\_\_\_ 有限会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生上切\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 961㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、349.20㎡、パネル自体の影を回避するため、パネルの設置率は、転用面積の36.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は8,278㎡で、その内訳は田が6,841㎡、畑が1,437㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番からお願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に現地を見てまいりました。1番については、地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、中野さんで見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の東約300mくらいのところでございます。詳細については事務局説明どおりです。

2番について。2番も9日に見てまいりました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、中野さん、私と久居事務局で見てまいりました。これも何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

3番から8番まで結城委員。

|       |   |
|-------|---|
| 結城委員  | <p>18番 結城です。3番から8番まで、9日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。これも太陽光でございます。</p> <p>それで5番は、管理されておるんですが、耕作はされておりません。草刈りはしてあります。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。</p> <p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>   |
| 部会委員  | <p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>  |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第6号 買受適格証明願（公売）についてを議題とします。よろしくお願ひします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 買受適格証明願（公売）についてでございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 181㎡、願出人 _____。</p> <p>これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産公売に参加するための証明願になります。</p> <p>営農拡大を目的としており、農地法第3条の許可申請が添付されております。</p> <p>以上、件数は1件、面積は田で1, 181㎡でございます。</p> <p>この案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺ひします。お願ひします。</p>   |
| 田口委員  | <p>6番 田口です。これも9日に現地を見てまいりました。地元推進委員と私と諸戸さん、中野さん、森さん、久居事務局とで見てまいりました。場所は_____の東約500mのところ、山と山の谷間みたいなところ、これも事務局の説明どおりです。何ら問題と思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>   |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>あと何か皆さんのほうからありますか。よろしいですか。</p> <p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について</p>  |

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で55,936㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,738㎡、契約件数は24件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で57,007㎡、畑の使用貸借で3,854㎡、契約件数は25件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で24,288㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で658㎡、畑の使用貸借で3,578㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて137,889㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて11,170㎡、合計契約件数は60件、合計面積は149,059㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区18件、一志地区20件、白山地区5件、美杉地区1件で合計44件、合計面積は115,467㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で73.4%、面積で77.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は39番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しました案件はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

説明いただきましたけれども、それではご審議をお願いしたいと思います。  
どうですか、よろしいですか。  
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご  
異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市  
長に進達することにいたします。ありがとうございます。  
以上をもちまして、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたし  
ました。  
これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後2時59分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年11月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_